

児童福祉審議会専門部会テーマ

「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」～多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けて～

背景

【平成28年6月 児童福祉法等改正】

- 母子保健施策における虐待防止の位置づけを明確化
- 子育て世代包括支援センターの法定化
- 障害児福祉計画の作成の義務付け
- 医療的ケア児の支援に向けた連携促進の努力義務化

【児童虐待死亡事例検証(国H28年9月・心中以外)】

- 児童年齢：0～3歳 88.7% ・主たる加害者：実母 63.6%
- 実母の精神的問題（育児不安、タニティブルース、産後うつ病等）

【平成26年7月 今後の障害児支援の在り方について(国報告書)】

- 一般的な子育て支援施策における障害児の受け入れの推進
- ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 丁寧かつ早い段階での保護者支援・家族支援の充実

【国 平成29年度予算等】

- 産婦健康診査事業の創設
- 養育支援訪問事業 健診の谷間等の家庭への支援の明確化
- 『新たな社会的養育の在り方に関する検討会』による検討

都独自の取組

- 出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）(H27)
・妊婦全数面接をはじめとした支援 32区市町村(H28実績)
- 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業(H29)
- 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン(H27)
- 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業(H29)
- 重症心身障害児等在宅療育支援事業(H29拡充)

課題

①子育てニーズの把握と切れ目ない支援のための体制強化

全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わり、各家庭のニーズをもれなく把握するとともに、支援を切れ目なく行うための体制強化が必要

②支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実

(1) 支援を要する子育て家庭へのサービスの充実

育児への強い不安を持ち、産後うつ病や不適切養育のリスクなどの課題がある家庭に対し、就学前で保育所等の利用もなく地域の公的支援とつながりの少ない場合に、地域で支えるためのサービスの充実が必要

(2) 地域における障害児支援の充実

障害児（医療的ケア児を含む。）や家族への相談対応、保育所等の子育て支援施策への専門的なバックアップ及び身近に利用できる通所・短期入所サービスなど、地域における支援の充実が必要

■委員名簿

(五十音順、敬称略)

平成29年9月7日現在

氏名	所属	専門分野
秋山千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長	小児科医
大木幸子	杏林大学保健学部教授	公衆衛生
大竹智	立正大学社会福祉学部教授	児童福祉
柏女靈峰	淑徳大学総合福祉学部教授	児童福祉
加藤正仁	社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園学園長	障害児福祉
北井啓勝	東京産婦人科医会副会長 稲城市立病院産婦人科顧問	産婦人科医
駒村康平	慶應義塾大学経済学部教授	社会保障
酒寄典子	公募委員	都民公募
杉野学	公募委員	都民公募
田中隆志	町田市子ども生活部子ども総務課長	関係行政機関
正木忠明	東京都医師会理事	小児科医
松本幸夫	世田谷区子ども・若者部子ども家庭課長	関係行政機関
松原康雄*	明治学院大学学長	児童福祉

◎部会長 ○副部会長 *オブザーバー

■事務局名簿

役職	職名	氏名
幹事長	少子社会対策部長	松山祐一
書記	少子社会対策部計画課長	西尾寿一
	少子社会対策部家庭支援課長	新倉吉和
	少子社会対策部事業推進担当課長	鈴木祐子
	障害者施策推進部障害児・療育担当課長	瀬川裕之
関係者等	少子社会対策部計画課統括課長代理(計画担当)	青山佳司
	少子社会対策部家庭支援課課長代理(子育て事業担当)	新岡馨
	少子社会対策部家庭支援課課長代理(母子保健担当)	吉田啓司
	障害者施策推進部施設サービス支援課統括課長代理(児童福祉施設担当)	川村将司
事務局	少子社会対策部計画課課長代理(児童福祉審議会担当)	柿澤博之
	少子社会対策部計画課担当	高野由佳

専門部会(子育て家庭を地域で支える仕組みづくり)開催スケジュール

	開催日時	審議内容等
平成29年度	【第1回】 9月7日(木) 14:00~16:00	○ 子育て家庭を地域で支える仕組みの現状等について
	【第2回】 10月16日(月) 14:00~16:00	○ 子育てニーズの把握と切れ目ない支援体制について ○ 緊急提言について
	【第3回】 11月20日(月) 15:00~17:00	○ 地域における取組の紹介 (区市町村・子育て支援等) (障害児支援)
	【第4回】 1月15日(月) 14:00~16:00	○ 子育てニーズの把握と切れ目ない支援体制について ○ 障害児支援策について
	【第5回】 2月13日(火) 16:00~18:00	○ 支援を要する子育て家庭へのサービスについて ○ 事業者ヒアリング
	【第6回】 5月	○ 支援を要する子育て家庭へのサービスについて ○ 各分野の連携強化について
	【第7回】 7月	○ 報告書骨子の検討
	【第8回】 10月	○ 報告書の検討

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都児童福祉審議会
専門部会
部会長 柏女 瞳峰

子育て家庭を地域で支える仕組みづくりに関する緊急提言

平成28年6月、児童福祉法等の改正により、子育て世代包括支援センターの法定化、母子保健施策を通じた虐待予防、区市町村における児童等への支援拠点の整備及び障害児支援の拡充や保健・福祉等の連携促進などが規定され、地域の包括的支援体制の構築等を一層進めることとされた。

都は、これまで、国に先駆け区市町村の子供と家庭に関する総合相談窓口である子供家庭支援センターの整備やゆりかご・とうきょう事業の実施など、地域の子育て家庭を支える体制整備を進めてきたが、増え続ける児童虐待を防止するとともに、子育て家庭が地域でより安心して生活できるよう、母子保健施策、子育て支援施策及び障害児支援施策の取組と連携を強化し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築する必要がある。

現在、当部会では、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりについて議論を行っているが、支援を要する子育て家庭の早期発見や虐待予防に大きな役割を果たす事項や支援体制の着実な整備が求められる事項について、東京都は早急に取り組むよう下記のとおり提言する。

記

1 産後間もない時期の母子への支援の強化

産後うつの予防や新生児への虐待予防を図るために、産後間もない時期から、支援が必要な母子を発見し、支援につなげる仕組みが必要である。

都は、ゆりかご・とうきょう事業により、全ての妊婦を対象に保健師等の専門職が面接を行い、各家庭の状況を把握した上で、必要に応じて支援プランを作成し、産後ケア事業を含め、継続的な支援を行う区市町村を支援してきたが、今後、区市町村における産後間もない時期からの支援をさらに強化する必要がある。

【提言1】

産婦健康診査や退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートを行う産後ケアの取組を、より多くの区市町村が実施できるよう支援を行うこと。

2 地域での子育てを支えるショートステイ事業の拡充

区市町村が実施するショートステイは、保護者の育児疲れや養育不安又は入院等により一時的に子供の養育が困難となった場合に、一定期間子供を預かる事業であり、虐待の未然防止の観点からも重要な取組である。

しかし、自治体によっては、利用に当たって、事前の予約が必要な場合や身近な地域で実施されていない場合があるなど、必ずしも保護者が利用しやすい仕組みになっていない。

また、必要な時にショートステイを利用できない結果、一時保護所（家庭から一時引き離す必要がある場合などに子供の保護を行う施設）を利用せざるを得ない状況も見受けられる。

【提言2】

ショートステイの受け皿の確保に取り組む区市町村への支援を拡充すること。

3 障害児支援の提供体制の整備促進

障害児とその保護者が地域で安心して生活していくためには、身近な地域で、きめ細かな相談や療育支援などの様々な支援が提供されることが必要である。

しかし、現状では、障害児支援に係るサービス資源や支援体制については、自治体ごとに大きな差もあり、必ずしも十分ではない。障害児とその家族が安心して暮らせるよう、地域の支援体制の充実が必要である。

【提言3】

- ・ 障害児支援の中核的施設である児童発達支援センターをはじめ、保育所等訪問支援事業所や主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の設置促進など、地域の障害児支援の提供体制整備への支援を充実すること。
- ・ 国に対し、平成30年4月に予定されている障害福祉サービス等報酬改定に向けて、医療的ケアが必要な障害児への支援を適切に評価することなどについて働きかけること。

4 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、子育て支援施策と障害児支援施策との緊密な連携が必要である。

現在、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しや障害児福祉計画の策定に向けた検討が各自治体において行われている。

【提言4】

区市町村に対し、保育所や認定こども園等の障害児の受け入れをはじめとした子育て支援施策と障害児支援施策とが連携した取組について、子ども・子育て支援事業計画や障害児福祉計画に盛り込むよう働きかけること。